



日常生活用具の申請方法（一例）

拡大読書器や音声時計などの日常生活用具を申請する時の申請方法一例です

STEP 1

希望する製品を選びます

手帳取得者



STEP 2

ご本人又は代理の方が、販売店から「製品カタログ・見積り」を受け取ります



販売店

カタログ



見積り



手帳取得者

STEP 3

お住いの福祉課へ、「製品カタログ / 見積り / 手帳 / 印鑑 / マイナンバー」を持参して、福祉課で申請手続きを行います



手帳取得者

準備物



製品カタログ 見積り 印鑑

手帳 マイナンバー



自治体（福祉課）

STEP 4

給付が決まると、福祉課よりご本人へ「決定通知書」が送付されてきます



自治体（福祉課）

決定通知書



手帳取得者

STEP 5

販売店が製品の準備を行い、入荷次第、ご本人に連絡します。そして、販売店から製品を受け取り自己負担額がある時は販売店へ支払い、日常生活用具給付券に署名・押印（代筆可）を行います

準備物



印鑑

自己負担金



販売店



製品



日常生活用具給付券



手帳取得者

補装具の申請方法（一例）



遮光眼鏡や弱視眼鏡などの補装具を申請する時の申請方法一例です

STEP 1

ご本人又は代理の方が自治体（福祉課）から「補装具意見書」など必要書類関係の確認をします



手帳取得者



自治体（福祉課）

STEP 2

ご本人又は代理の方が「補装具意見書の原本」を病院 / 眼科に持参し「補装具意見書」を記載してもらい受け取ります



病院・眼科様



意見書



手帳取得者

STEP 3

ご本人又は代理の方が販売店から「見積もり」を受け取ります



販売店



見積り



手帳取得者

STEP 4

ご本人が申請する場合は、「①マイナンバーのわかるもの（個人番号カード・通知カード等）②意見書 / ③見積もり④障害者手帳 / ⑤印鑑」を持参し、福祉課へ手続きを行います。

※代理人が申請する場合は必要書類が異なる場合がありますので、詳細についてはお住いの福祉課にご確認ください



手帳取得者



自治体（福祉課）

STEP 5

お住いの自治体（福祉課）から「決定通知書」が送付されてきます。決定通知書内の利用者負担額を販売店に連絡します。



自治体（福祉課）

決定通知書



手帳取得者

STEP 6

販売店が製品の準備を行い入荷次第、ご本人にご連絡致します。販売店より製品を受け取り利用者負担額がある場合には、販売店に支払います。そして、支給券の受領者氏名、印の欄に記載（代筆可）して販売店に渡すか送付します。



販売店



製品



手帳取得者